

昭和三十三年農林省・建設省令第一号

地すべり等防止法施行規則

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）及び地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第百十二号）の規定に基づき、地すべり等防止法施行規則を次のように定める。

（地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定等の告示）

第一条 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。以下「法」という。）第三条第三項（法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定又は廃止の告示は、次の各号の一以上により当該地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村（特別区を含む。以下同じ。）、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

（証明書の様式）

第二条 法第六条第十一項の規定による証明書の様式は、別記様式第一とする。

2 法第十六条第二項において準用する法第六条第十一項の規定による証明書の様式は、別記様式第二（法第十条第二項の規定により主務大臣が都道府県知事に代つて法第十六条第一項の権限を行う場合に於ては、別記様式第三）とする。

3 法第二十二条第四項の規定による証明書の様式は、別記様式第四（法第十条第二項の規定により主務大臣が都道府県知事に代つて法第二十二条第一項の権限を行う場合に於ては、別記様式第五）とする。

4 法第四十五条第一項において準用する法第六条第十一項の規定による証明書の様式は、別記様式第六とする。

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第三条 地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第百十二号）第一条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第七とし、正本一部及び写一部を提出するものとする。

（標識の設置）

第四条 都道府県知事は、法第三条第三項（法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、法第八条（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する標識を別記様式第八の例により設置するものとする。

（市町村長の意見の聴取）

第五条 法第九条の規定による関係市町村の長からの意見の聴取は、当該市町村に存する地すべり防止区域に係る地すべり防止工事基本計画の案を送付してしなければならない。

（地すべり防止工事基本計画に記載すべき事項等）

第六条 法第九条の規定による地すべり防止工事基本計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地すべり防止工事を施行しようとする区域
 - 二 施行しようとする地すべり防止工事（地すべり防止施設の新設又は改良を除く。）の種類、施行箇所及び規模又は新設し、若しくは改良しようとする地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模
 - 三 施行しようとする地すべり防止工事に要する費用の概算額
 - 四 施行しようとする地すべり防止工事によつて利益を受ける地域及びその状況
- 2 都道府県知事は、法第九条の規定により地すべり防止工事基本計画を主務大臣に提出しようとするときは、前項に掲げる事項（同項第二号に規定する地すべり防止工事の規模、同号に規定する地すべり防止施設の構造及び規模並びに同項第三号に規定する事項を除く。）を示す平面図を添付しなければならない。

（主務大臣の行う直轄工事の告示）

第七条 法第十条第三項の規定による地すべり防止工事の施行の告示は、次の各号に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

- 一 工事の区域
 - 二 工事開始の日
- 2 主務大臣は、前項の工事の全部又は一部を完了し、又は廃止した場合においては、前項の規定に準じてその旨を告示するものとする。
- （関連事業計画の概要に記載すべき事項）

第八条 法第二十四条第一項の規定による関連事業計画の概要には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地すべりによつて被害を受けるおそれがあると認められる区域
 - 二 地すべり防止工事基本計画と関連事業計画との関係
 - 三 移転又は除却の必要があると認められる家屋その他の施設又は工作物
 - 四 整備又は保全の必要があると認められる農地並びに当該農地の整備又は保全のため実施することが適当であると認められる事業の概要
 - 五 整備の必要があると認められる農道、かんがい排水施設又はため池並びにこれらの整備のため実施することが適当であると認められる事業の概要
 - 六 関連事業計画に基づく事業を実施すべき期間
- （利害関係人の意見の聴取）

第九条 法第二十四条第二項の規定による意見の聴取は、関連事業計画の案を市町村の事務所において三十日間公衆の縦覧に供してするものとする。

2 前項の場合においては、当該計画に係る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体が意見があるときは、当該縦覧期間内に意見を申し出るべき旨を明示しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により意見が申し述べられた場合においては、遅滞なく、その内容を審査し、その意見を採択すべきでないとき認めるときは、その者に対しその理由を附した文書をもつてその旨を通知しなければならない。

（関連事業計画の公表）

第十条 法第二十四条第四項の関連事業計画の内容の公表は、当該計画を作成し、又は変更した日から一週間以内に、当該内容を市町村の事務所に掲示して行うものとする。

（地すべり防止区域台帳又はぼた山崩壊防止区域台帳）

第十一条 法第二十六条第一項の地すべり防止区域台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、地すべり防止区域ごとに調製するものとする。

3 第一項の帳簿には、地すべり防止区域につき、少くとも次の各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第九とする。

- 一 地すべり防止区域に指定された年月日
 - 二 地すべり防止区域
 - 三 地すべり防止区域の面積
 - 四 地すべり防止区域の概況
 - 五 地すべり防止施設の管理者名（管理者と所有者が異なるときは管理者名及び所有者名）、位置、種類、構造及び数量
 - 六 地すべり防止区域と砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区との重複関係
- 4 第一項の図面は、平面図とし、地すべり防止区域につき次の各号により調製するものとし、その様式は、別記様式第十とする。
- 一 長さ、メートルを単位とすること。
 - 二 高さは、すべて東京湾中等潮位を基準とすること。
 - 三 縮尺は、原則として二千分の一とすること。
 - 四 等高線は、原則として五メートルごととすること。
 - 五 地すべり防止施設の位置及び種類を記号又は色別をもつて表示すること。特に重要な地すべり防止施設については、その構造図を添付し、必要がある場合には縦断図をも添付すること。
 - 六 前号に掲げるもののほか、少なくとも次の事項を記載すること。
 - イ 地すべり防止区域の境界線
 - ロ 市町村名、大字名、字名及びその境界線
 - ハ 地形及び地目（記号をもつて表示すること。）
 - ニ 水準基標又は恒久標識の位置及び高さ
 - ホ 地すべり防止施設以外の施設又は工作物のうち主要なもの
 - ヘ 砂防指定地、保安林、保安施設地区、港湾隣接地域及び漁港区域の境界線
 - ト 方位
 - チ 縮尺
 - リ 調整年月日
- 5 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、都道府県知事は、すみやかにこれを訂正しなければならない。
- 6 第一項から前項までの規定は、ぼた山崩壊防止区域台帳の記載事項その他その調製について準用する。

（延滞金）

第十二条 法第三十八条第二項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する延滞金は、同条第一項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する負担金の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年七月一日農林省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年五月一日農林省・建設省令第一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地すべり等防止法施行規則第十二条の規定は、この省令の施行の日の前日以後に到来する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年三月九日農林水産省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年二月四日農林水産省・建設省令第一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日農林水産省・国土交通省令第三号）抄

- 1 この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成十九年一〇月三十一日農林水産省・国土交通省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の地すべり等防止法施行規則別記様式第一から別記様式第六まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の地すべり等防止法施行規則別記様式第一から別記様式第六までによるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年一二月二三日農林水産省・国土交通省令第二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記
様式第1

(表)

		第 号
		交付年月日
		有効期間
身 分 証 明 書		
住 所		写 真
氏 名		
職 名		
生年月日		
<p>上記の者は、地すべり等防止法第6条第1項の規定により地すべり防止区域の指定に関する調査のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</p>		
主務大臣		印

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第3条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

第2項以下省略

第5条 第3条第1項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に関し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査をして行うものとする。

第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。
- 11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

様式第2

(表)

		第 号
		交 付 年 月 日
		有 効 期 間
身 分 証 明 書		
住 所		写 真
氏 名		
職 名		
生年月日		
<p>上記の者は、地すべり等防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</p>		
都道府県知事		印

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有

者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。
- 11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

様式第3

(表)

		第 号
		交付年月日
		有効期間
身 分 証 明 書		
住 所		写 真
氏 名		
職 名		
生年月日		
<p>上記の者は、地すべり等防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</p>		
主務大臣		印

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有

者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。
- 11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第10条 主務大臣は、次の各号の1に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

- 一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。
- 二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。
- 三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。
- 四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

- 2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。
- 3 主務大臣は、第1項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

様式第4

(表)

		第 号
		交 付 年 月 日
		有 効 期 間
身 分 証 明 書		
住 所		写 真
氏 名		
職 名		
生年月日		
<p>上記の者は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。</p>		
都道府県知事		印

(裏)

<p>地すべり等防止法抜粋</p> <p>第22条 都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 第2項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>
--

様式第5

(表)

		第 号
		交付年月日
		有効期間
身 分 証 明 書		
住 所		写 真
氏 名		
職 名		
生年月日		
<p>上記の者は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。</p>		
主務大臣		印

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第10条 主務大臣は、次の各号の1に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

- 一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。
- 二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。
- 三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。
- 四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第1項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第22条 都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを

検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 第2項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

様式第6

(表)

		第 号
		交 付 年 月 日
		有 効 期 間
身 分 証 明 書		
住 所		写 真
氏 名		
職 名		
生年月日		
<p>上記の者は、地すべり等防止法第45条第1項において準用する同法第16条第1項の規定によりぼた山崩壊防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</p>		
都道府県知事		印

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有

者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。
- 11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

第45条 第8条、第13条から第17条まで、第20条、第21条、第26条、第29条から第31条まで及び第33条から第40条までの規定は、ぼた山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。この場合において、第8条中「第3条第3項の規定による地すべり防止区域」とあるのは「第4条第2項において準用する第3条第3項の規定によるぼた山崩壊防止区域」と、「その地すべり防止区域内」とあるのは「そのぼた山崩壊防止区域内」と、第16条第1項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と、「地すべり防止工事」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事」と、第20条中「森林法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林法第16条第1項若しくは同法第34条第1項（同第44条において準用する場合を含む。）」と、「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と、第21条第1項及び第2項並びに第35条第1項中「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 前項後段に規定するもののほか、同項の準用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

様式第7

裁 決 申 請 書

年 月 日

収用委員会御中

裁決申請者 住 所
氏 名

地すべり等防止法第6条第8項（第16条第2項において準用する第6条第8項、第17条第1項、第21条第3項、第23条第3項、第45条第1項において準用する第6条第8項、第45条第1項において準用する第17条第1項、第45条第1項において準用する第21条第3項）の規定による損失の補償について、同法第6条第9項（第16条第2項において準用する第6条第9項、第17条第3項、第21条第4項において準用する第6条第9項、第23条第4項において準用する第6条第9項、第45条第1項において準用する第6条第9項、第45条第1項において準用する第17条第3項、第45条第1項において準用する第6条第9項）の規定による協議が成立しないから、下記により裁決を申請します。

記

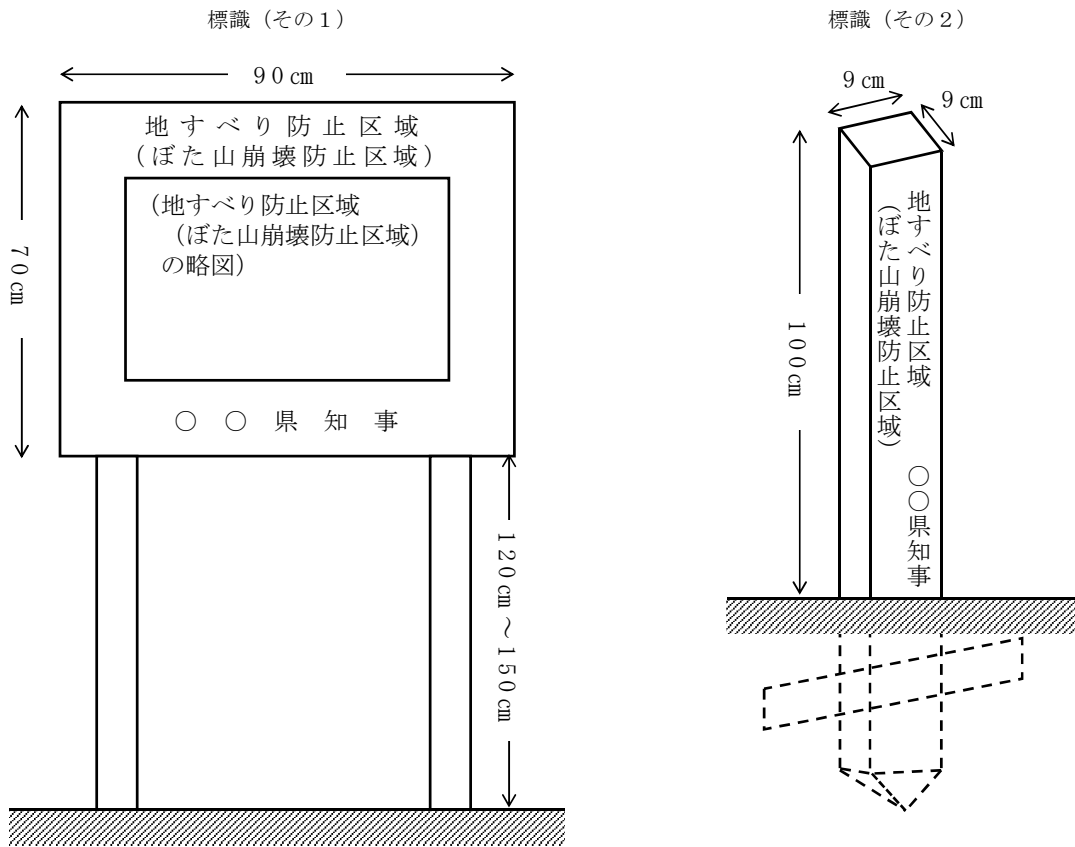
- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積及びその内容
- 3 協議の経過

裁決申請者 住 所
氏 名
相手方 住 所
氏 名

備考

- 1 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
 - 3 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
 - 4 「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第17条第1項又は第45条第1項において準用する第17条第1項の規定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。
 - 5 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
-

様式第 8



備考 地すべり防止区域 (ぼた山崩壊防止区域) の略図にはこの標識の位置を明示すること。

様式第9

〇〇地すべり防止区域台帳

整理番号		指定年月日及び番号				都道府県知事名				
地すべり防止区域										
地すべり防止区域の面積		ヘクタール								
地すべり防止区域等の概況	区分	耕地			林地	耕地及び林地以外の土地	人家	道路、鉄道又は軌道（種類別延長を記入すること。）	官公署、学校、病院、神社又は仏閣（種類別に数を記入すること。）	その他
		田	畑	計						
	地すべり区域	地すべり区域	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	戸	メートル	
		地すべり区域以外の被害区域	"	"	"	"	"	"	"	
	区外区域	被害区域	"	"	"	"	"	"	"	
		計	"	"	"	"	"	"	"	
地すべり概況		現在の滑動状況	過去の滑動状況	地すべりの深度	地すべり地の傾斜	地質その他の参考事項				
地すべり防止施設	位置	種類	名称	管理者名	所有者名	構造	数量	竣工年月日	砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区の内外の別	摘要
地すべり防止区域と砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区との重複関係										

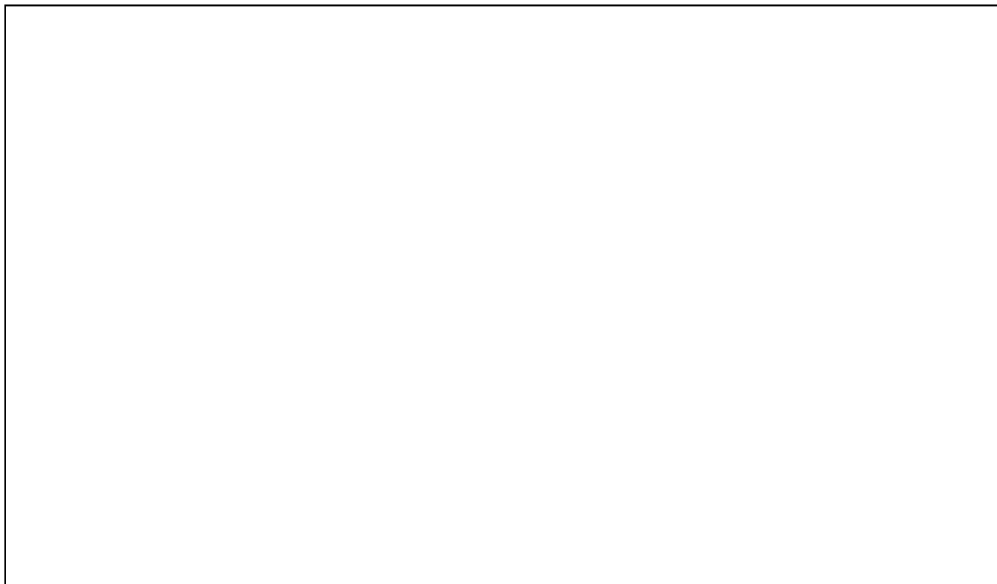
様式第10

地すべり防止区域概況図
















平面図 S =

調査 年 月 日

平面図調製年月日



(凡例)

- | | | | | |
|---|---------|------------------|--|---------|
|  | (青色ぼかし) | 砂防指定地、保安林、保安施設地区 |  | ダム、床固 |
|  | (赤色〃) | 地すべり区域 |  | 護岸、擁壁 |
|  | (黄色〃) | 地すべり区域の隣接地域 |  | 地表排水施設 |
|  | (緑色〃) | 被害区域 |  | 地下排水施設 |
|  | | 人 家 |  | 横孔ボーリング |
|  | | 標 識 (その一) |  | くい土工 |
|  | | 標 識 (その二) | | |
|  | | 滑動方向 | | |
|  | | 亀 裂 | | |

地すべり防止区域

その他の地すべり防止施設については適当な符号を用いること。

その他の記号及び符号は国土地理院発行の5万分の1地形図の記載例による。